

平成 22 年 8 月 17 日 第 3 回大阪市特別職報酬等審議会議事録

(給与担当課長)

本日は、大変お忙しい中、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。ただ今より、平成 22 年度 第 3 回大阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。私、総務局人事部給与担当課長の終でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本日、ご出席いただいております委員の皆様方につきましてお手元の「大阪市特別職報酬等審議会 委員名簿」に沿いましてご紹介させていただきます。

金児会長でございます。川口委員でございます。坂井委員でございます。鈴木委員でございます。高田委員でございます。藤井委員でございます。吉村委員でございます。

なお、町田委員につきましては、本日、ご都合によりましてご欠席させていただいております。続きまして、市側の出席者のご紹介をさせていただきます。

村上総務局長でございます。中村総務局理事兼人事部長でございます。井上財政局長でございます。黒住財政局財務部長でございます。田中財政局財務部財務担当課長でございます。安尾財政局財務部総務担当課長でございます。

以上、出席者の紹介を終わらせて頂きます。それでは、ここから先の進行につきましては、金児会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(金児会長)

それでは、本日の意見交換を行う前に、皆様に確認させていただきます。当審議会は「会議の公開要領」に基づきまして、公開させていただいております。皆様方に配布しております「傍聴要領」の遵守事項等が記載してございますけれども、意見交換に先立ちまして、傍聴者の方はこの遵守事項を守って頂きますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴者より写真撮影等の許可願は、ありますでしょうか。

(給与担当課長)

ございません。

(金児会長)

それでは、早速、審議会の意見交換に入りたいと存じます。本日は、6 月 28 日並びに 7 月 2 日に開催いたしました、当審議会におきまして、「行政委員会委員の報酬のあり方」について、市側の各行政委員会を所管しておられます各局から、それぞれの委員会について、概要説明をお受けいたしました後、ヒアリング並びに意見交換を行ったところでございます。

本日の第 3 回目の審議会は、この間のヒアリング内容を踏まえまして、各行政委員会の報酬の支給方法や、報酬額の水準等がどうあるべきかなど、具体的な方向性について、委員の皆様と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、本日の会議の内容にもよりますが、概ね、具体的な方向性まで、皆様方のご意思の確認まで頂けるようでございましたならば、「意見」を早急に取りまとめる方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、意見交換に入りたいと思いますが、まず、事務局の方から、この間のヒアリング内容につきまして、経過報告、並びに、前回の審議会におきまして、事務局さんに対して資料要求しておりました、他の自治体の参考事例について、説明をお受けしたいと存じます。事務局さん、よろしくお願いいたします。

(給与担当課長)

総務局給与担当課長の終でございます。失礼でございますが、座ってご説明させていただきます。

まず、先日の意見交換なり、ヒアリング概要につきまして、皆様方にご説明、ご報告申し上げる前に、本市といたしまして、毎年、当審議会に諮問を行い、答申をいただいております「特別職の報酬等の額について」、具体的には、本市市会議員の報酬並びに市長・副市長の給料の額について、答申内容をご議論頂く際に、本市の人事委員会勧告を参考としていただいておりますが、国の人事院におきまして、先日、8月10日に、平成22年度の人事院勧告が出されましたので、お手元に配布いたしております「給与勧告の骨子」ということで、A4の裏表の一枚ものでございますけれども、簡単にご説明させていただきます。

本年度の人事院勧告については、冒頭の四角囲みの「本年の給与勧告のポイント」に記載されているとおり、月例給、ボーナスともに引き下げる勧告となっております、年間給与にして、平均マイナス9万4千円、率にしてマイナス1.5%の内容となっております。

①の月例給のマイナス較差0.19%を解消するため、55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額、いわゆる管理職手当の支給額の一定率の減額並びに俸給表の引下げ改定が勧告されております。

また、②の期末・勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましては、0.2月の引下げとされております。

その他の詳細につきましては、資料記載のとおりでございます、時間の関係もございますので、省略させていただきますと存じます。

なお、本市におきましても、例年9月に本市人事委員会から、「職員の給与に関する報告並びに勧告」が出されております。本年につきましても、同様の時期に出されるのではなかろうかと思えます。その内容については、また改めまして、委員の皆様方にご報告、ご説明を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、6月28日並びに7月2日に実施いたしましたヒアリング、意見交換の概要につきまして、ご報告を申し上げます。お手元に意見交換会概要の要旨をお配りしておりますので、ご覧頂きたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、事務局で整理いたしました議事録を、事前にご確認をいただいたところでございまして、既に、内容につきましては、本市のホームページにも掲載、公開させていただいておりますのでございまして。そのうち、意見交換の概要、要旨につきまして、各委員会ごとにまとめさせていただいたものを、お配りいたしております4枚の資料に、まとめさせていただいております。その主なご意見をいくつか申し上げますと、行政委員会全体に関しまして「滋賀県に対する大津地裁、あるいは大阪高裁での裁判例から見ると、常勤であるという前提で初めて月額制と言われており、大阪市の行政委員会の委員についても、その内容は常勤とは到底言えず、やはり、原則、日額報酬とすべき」といったご意見がございました。

一方では、「会議等の数字に表れる出席回数以外の数値に表れない部分を、どう評価するのか検討していくべきではないか」などのご意見もございました。

その他、それぞれの委員会を所管する各局に対しまして、委員の皆様方により、各行政委員会の業務内容などにつきまして、たくさんのご意見、ご質問がございましたが、その主な内容につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます、ご参照頂きますようお願いいたします。

次に、前回の審議会におきまして、ご要望がございました、他の自治体の改定内容及びその考え方、また、その考え方を本市に置き換えた場合の報酬額がどのようなものになるのか、といった点につきまして、お手元の資料にございますが、「行政委員会委員報酬に関する資料」に沿いまして、ご説明させて頂きたいと思えます。

まず、「神奈川県」の見直しの考え方につきまして、ご説明申し上げます。資料3ページをご参照頂きたいと思えます。(1)といたしまして基本的な考え方が書かれています。

「神奈川県」におきましては、行政委員会設置当時の社会情勢や、経済状況が大きく

変化し、行政委員会の委員報酬の見直しについての県民の関心が高まっている中で、実際の行政委員の活動状況として、月数日にしか達していない勤務に対し、月額報酬を支払っていることについて、県民の方々には理解しがたいものとなっていることから、地方自治法の規定どおり、原則として日額とし、その上で、勤務の形態が常勤の職員と同程度と認められるか、もしくは、職務の位置づけ・内容・責任の度合い等に特別な事情が存在する場合のみ、月額により支給するというのが、基本的な考え方でございます。左側、資料2ページにございますが、改正前の報酬月額と、改正後の報酬月額、また報酬日額を一覧に記載いたしております。

そのうち、公安委員会の委員につきましては、資料4ページをご参照頂きたいと思えます。カタカナのイでございます。勤務実態について、委員長及び委員ともに、1箇月あたりの平均勤務日数が多く、また、1回の委員会などに一定の時間を要しており、一定程度、定期的に勤務している実態については、常勤職員の勤務実態と同様と認められる。また、職務については、県民全般の安全に関わる職務内容であり、昼夜を問わず公務を最優先とし、さらに公安委員会に対する不満や逆恨みなどに起因する嫌がらせなどがあり、委員の自己活動への制約や負担は大きく、職責が非常に重いと認められることなどから、日額によらない特別な事情があるものと判断されたものでございます。

また、資料5ページ、カタカナのエの監査委員でございますが、監査委員のうち識見を有する者から選出された非常勤の委員につきましても、勤務実態について、常勤職員の勤務実態と同様と認められ、また、職務については、本監査、住民監査請求などの対応日数、復命の起案などに相応の時間を要し、監査委員としての活動が委員の自己活動への制約が非常に大きく、職責も重いと認められることなどから、日額によらない特別な事情があるものと判断されているものでございます。

その他の委員会の委員については、勤務実態及び職務について、総合的に評価した結果、職責の重さについては、それぞれ認められるものの、日額によらない特別な事情があるとまでは認められないとの判断によりまして、月額報酬から日額報酬に改められたものでございます。

その報酬の考え方でございますが、月額報酬を維持するものにつきましては、神奈川県現在の財政状況を踏まえまして、月額支給である常勤の監査委員が、10%を減額していることから、同様に報酬月額の10%を減額するものとしております。また、日額報酬の考え方についてでございますが、資料7ページの一番下の〈報酬日額の算出方法〉という所をご覧頂きたいと思えます。これは国と同様の考え方でございますけれども、県の常勤監査委員の報酬月額に、地域手当10%を加算いたしまして、1箇月の基本勤務日数である21日で割り戻して、日額41,400円を設定されたものでございまして、委員につきましては、委員長又は会長の日額から、委員長加算10%分を割り戻して、37,600円とするといった考え方でございます。

続きまして、資料9ページをご覧頂きたいと思えます。「静岡県」については、日額報酬を原則とする地方自治法の規定、報酬の謝金的性格、また、県の財政状況でございますとか、県民感覚などを勘案しまして、全ての行政委員会の委員報酬を日額に改められたところでございます。次の資料の10ページに、それぞれ改正前の報酬月額と、改正後の日額を一覧表で記載いたしております。

具体的な、日額報酬の単価の考え方は、資料の12ページ(4)報酬日額についてをご覧頂きたいと思えます。行政委員会の委員の職務内容や職責の重さは、常勤・非常勤の勤務形態の違いに伴う差異はないことから、常勤委員であります人事委員会及び監査委員の給料月額を、常勤の1箇月あたりの基本日数の21日で割り戻した額35,400円と算出されております。また、委員長又は会長につきましては、その職責等を考慮して、改正前の月額報酬が、平均10%程度、上乘せされておりましたことから、委員の日額に10%分を加算し、38,900円とするといった考え方でございます。

次に、浜松市でございますが、15 ページ冒頭にございます「行政委員会の委員報酬に関する考え方」をご参照頂きたいと思います。「浜松市」については、行政委員会の委員は非常勤の職であることから、報酬は生活給としての意味は有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付であり、原則として、非常勤の委員の報酬を日額での設定に見直すとし、一方で、勤務実態が常勤と比較して同等、あるいは資格に基づく高度な専門性が要求される場合など、日額によらないで支給することができる特別な事情があるものについては、月額報酬を維持されたものでございます。

具体的には、15 ページの(3)アの監査委員については、専門的な職務に従事する者で、日額では語りえない特殊性がある、また、イの農業委員会につきましては、日常的な活動が中心となり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異が認められるといたしまして、月額報酬のままとされ、いずれも日額で設定することについては、今後の課題とされているところでございます。

資料 14 ページに、浜松市における、改正前の報酬額と、改正後の報酬額を記載いたしております。報酬の考え方については、月額報酬につきましては、改正前の月額報酬を基本とし、行財政改革推進の観点から、改正前の月額報酬の 5%を下回る額とされており、日額報酬につきましては、16 ページをご参照頂きたいと思います。一番下の算出方法にあるように、改正前、平成 20 年度でございますけれども、その報酬額の総支給額から月額と同様に 5%を減額し、平成 20 年度の延べ活動日数で割り戻した額を日額単価としております。

また、活動時間が 1.5 時間未満である場合には、報酬額を別に定めることとしており、基本日額の 2/3 とされております。

なお、委員長又は会長につきましては、その職責を考慮いたしまして、委員の報酬額を 20%上回る額とされております。

次に、17 ページ及び 19 ページの「青森県」並びに「熊本県」でございますけれども、この両県につきましては、これまでの「月額報酬」に加え、会議の出席日数分を「日額報酬」で加算するという、いわゆる月額と日額報酬との併用とされております。

17 ページの「青森県」につきましては、改正前の月額報酬の 1/2 を月額報酬として支給し、会議に出席した日数に応じて日額報酬を支給することとされており、委員長又は会長につきましては、会議出席ごとに 2 万円を加算し、その他の委員につきましては、10%分を割り戻した 1 万 8 千円を加算する内容となっております。

また、19 ページの「熊本県」でございますけれども、改正前の月額報酬の 1/3 を月額報酬として支給し、「青森県」と同様、会議に出席した日数に応じて日額報酬を支給することとされておりますが、その日額報酬の考え方といたしましては、「熊本県」の常勤監査委員の月額報酬を 1 箇月 30 日の日数で割り戻した 25,700 円を、委員長又は会長の日額単価とし、その他の委員につきましては 10%を減じた 23,100 円を、委員報酬として定められているものでございます。

以上、他の自治体の改定内容につきまして、ご説明申し上げます。

次に、資料 21 ページをご覧頂きたいと思います。この資料につきましては、今、ご説明申し上げます、「神奈川県」を含む五つの自治体の考え方に基づいた場合、本市の報酬額がどのようになるかにつきまして、参考にお示ししております。

また、資料 23 ページの一覧表については、国の非常勤の現在の日額報酬の限度額でございます、35,200 円の単価を、仮に、本市の行政委員会の委員長又は会長の日額報酬とし、そこから 10%を減じた額を委員の報酬とした場合を「国①」としております。「国②」については、委員の報酬を 35,200 円とし、委員長・会長につきましては 10%加算とし、「国③」については委員を 35,200 円といたしまして、委員長・会長は 20%加算としたものを、参考にお示したものでございます。

その横でございますが、国①、②、③の、それぞれハイフン2の欄につきましては、区選挙管理委員会及び議員選出の監査委員の報酬額を仮に1/2とした場合、その横、ハイフン3の欄については、同様に1/3としたものを参考に掲載させていただいております。

資料25・26ページは滋賀県の訴訟経過でございますので、ご参照下さい。

また、資料27・29ページにつきましては、本年、4月27日に「滋賀県」で出されております控訴審判決において示されました判断基準を、27ページにつきましては、本市の平成21年度実績、29ページにつきましては平成18年から21年度までの4箇年の平均活動日数から、1日あたりの報酬額を算出したものを、国の報酬日額との比較を行いまして、違法との基準が示された2.22倍以上にあたるものについて、「網掛」により参考にお示ししたものでございます。

事務局からの説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(金児会長)

ありがとうございました。ただいまの経過報告の要旨をご説明頂きました後に、他の自治体の参考事例についてご説明頂きました。何か、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(高田委員)

35,200円という日額にした場合、昨年度の実日数を掛けた総予算額について教えてください。

(給与担当課長)

給与担当課長終でございます。国の①②③でございますように、委員長を35,200円、委員を31,700円とした場合に、平成22年度の予算額が2億3千2百万円でございますけれども、会議のみと全ての活動に分けて申し上げますと、あくまで試算でございますけれども、会議のみとした場合には、約8千5百万円でございます。全ての活動を含めた場合には、約1億5千3百万円でございます。

(金児会長)

ということは、8千万円ほど減になるということですね。

(給与担当課長)

会議以外の活動も全て35,200円を基準といたしますと、会長がおっしゃいますように約8千万円の減となります。

(金児会長)

今の高田委員がおっしゃったことに関連するんですけれども、他の自治体で日額に変更したり、あるいは月額と日額を両方取り入れたりしているところがありますけれども、仮に日額に、いずれの方法にしても、ある方法を取った場合に月額の時代よりは報酬が多くなるというケースは他の自治体にはないのでしょうか。

(給与担当課長)

具体的な額までは確認しておりませんが、ないと思います。

(金児会長)

他に、ございませんでしょうか。他に無いようでございますので、私の方から、事務局さんに確認しておきたいと思います。

大阪市の行政委員会の委員報酬が、これまで固定資産評価審査委員会を除く委員会の全、てにおきまして、「月額報酬」での支給となっておられるようですが、地方自治法では、自治体の行政委員会委員の報酬については、その勤務日数に応じてこれを支給することと規定されておりまして、ただし書きの規定により、条例で特別の定めをすれば、この限りではない、と規定されております。

大阪市さんの場合は、「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」で、それぞれの行政委員会の委員報酬について、月額報酬の定めをしておられます。この月額報酬について、その額の根拠が、いったいどのようなものか、各委員会によって額が違いますので、その根拠は一体どういうものなのかを事前に事務局さんにお聞きしたところ、平成 20 年 3 月に開かれた市会の委員会において、同じような趣旨の質問がされてきた経過があるようですが、その際に、市側として調査したものの、積算根拠についての成り立ちは解りかねる、つまり非常に長い歴史の中に変遷を経て現在の状態になったものということで、細かいところまでは解りかねるという旨の答弁をされておられるようでありますので、その点は致し方がないなと思います。ですので、これまでの月額報酬の額の根拠的なものは、今回の議論においては考慮しないこととしたいと思います。

そこで、大阪市におかれては、この間、非常に厳しい財政状況等を考慮されて、市長等の特別職の給料の減額、あるいは、職員の給与につきましても、減額措置を取られておられるのと同様に、行政委員会の委員報酬についても、平成 21 年度に引き続いて、本年度についても、制度上の「月額報酬」あるいは「日額報酬」の額から 5% を減じておられているとのことですが、大阪市の行政委員会の委員報酬について、平成 22 年度の予算額、これがいくらなのか、ということについては先ほど高田委員からのご質問により 2 億 3 千 2 百万円であると。平成 22 年度の本市行政委員についての予算は、総額 2 億 3 千 2 百万円ということを再度、事務局さんに確認しておきます。

それでは、これから、支給方法の方向性等について、議論を始めたいと思いますが、その前に、委員の皆様、共通のご認識をお持ち頂く上で、私の方から、いくつか申し上げたいと存じます。

先程お聞きした、平成 22 年度の予算額は、総額でということですので、委員会ごとには、それぞれあるのでしょうか、まずは、見直しの議論をして行くにあたりましては、今確認した、22 年度の予算額、2 億 3 千 2 百万円。この額は 21 年度に引き続いて報酬の 5% をカットされておられることでもありますから、少なくとも、この 22 年度予算額というものを、下回る内容となるような議論をしなければならない、というふうに考えております。

また、大阪市には、教育委員会、選挙管理委員会他、全部で 6 つの行政委員会があるわけですが、先日の、各所管局からのヒアリングでも、お聞きしましたが、いずれの委員会も、それぞれの役割、職務、職責といったものは、共通して非常に重いものがあるように私は感じておりまして、職責の重さには甲乙付け難い。その点は、委員の皆様も、同様のご認識をお持ちなのではないか、と思うところでございます。

これから先、皆様との意見交換をするにあたりまして、先程も申し上げましたが、2 点、平成 22 年度の予算額を上回らないこと、また、地方自治法の規定であります「日額報酬」とすることを原則とすること、この 2 点を基本とすることについて、皆様と確認しておきたいと思います。

その上で、例外的な個別の事情があるものについて、日額報酬とすることにより不都合が生じるものがあるのかどうか、その点につきましても、個々に検討、議論してまいりたいと思いますが、委員の皆様方、この議論の方向について如何でしょうか。

(委員賛同)

(金児会長)

それではご意見、ご質問の際には、挙手のうえ、ご発言をよろしくお願いいたします。

(高田委員)

私の考え方としては、原則を月額としている以上は、原則に戻るべきだと思います。各委員さんというのは、多分これを本業にされている方は誰もいないと思いますし、それなりの学識、経験をお持ちの方もいるし、各委員会の職務の中身を充実させようということだと思いますので、やはりどちらかと言いますと、ボランティア的な性格が強いものという気がします。こういう面からすると給与と馴染まないのではないかなと。

この間も教育委員会さんのお話があったと思うんですけども、月額でない困るということでしたが、給与の金額は下げてもいいと言われていて、その辺の意味がよく分からないので。金額にこだわるのだったら、下げてもいいというのはあまりピンとこないと思います。そうすると月額にこだわる理由があまり分からない。そうすると、月額を維持すべき理由を見出し難い。

後は、特別の委員会だけに月額報酬を支払うとすると、会長が言われたとおりこの委員会が重要ですから月額にする、ここはそうでないから日額にする。そういう選択の方法というのは、多分間違っているんじゃないかという気がしますので、一律日額にするということでもいいんじゃないかと思います。

仮に出席回数が非常に多い委員会があるとすれば、上限を設ければいいと思います。例えば、現在の給与を最高額にして、仮に単純計算をしてそれを上回る場合でも、それ以上は支給しない、そういうふうな最高支給額というのを設けることによって、一番マッチするんじゃないかと。世間的な市民の目という観点からしても、何故月額になっているのと、そう思う人が多いんじゃないかなと思います。全ての委員会を月額報酬にするのが妥当じゃないかと思います。

(金児会長)

今の高田委員のご意見につきまして、あるいは別の事について何かございますでしょうか。

(吉村委員)

私も賛成でございます。月額を日額にしますと、たくさん活動された方は月額より多くなるかもしれませんが、それは限度を決めて頂いた方が良いでしょう。日額ということが、活動が少なかった方もその金額だけになりますので、賛成でございます。

(鈴木委員)

私も今のご意見に賛成です。教育委員会さんからは月額にしておくことの意味というのは、「そうしておきたい」というご意向だけでいくと、説得力はあまりないなとも思いました。

(金児会長)

逆に、この委員会は月額であるべきだというご意見はございませんでしょうか。

(川口委員)

川口ですが、私も基本的な方向性は理解したいと思いますが、全体の中で神奈川県にもありますように、滋賀の裁判の流れの中の常態に近いというのを月額にすると規定しておきませんか。ここでどの委員会という意見は申し上げませんが、日額によらないで支給できる特別な事情の考え方として常勤に近いというものは一定の幅として残しておくのを、基本は基本として残して、その上でどのように判断されるかということじゃないかなと思いますので、ご意見として申し上げます。

(金児会長)

その場合にはどういう形態が考えられるでしょうか。特定の委員会については月額でないだめだ、という積極的根拠はないというご意見が多いと。だけど委員会によってはそういう可能性もあるということを条例等の中に含みこんでおく、そして今回については全ての行政委員会については日額にする。例えばそういうことでしょうか。

(川口委員)

これまで示していただいた内容では、月額にたる勤務実態が無いのは事実でして、しかし委員会の中身のありようとして変化をいたす場合もあるんだろうと思いますので、そのことも加味して、常態に近いときは月額の支給も認められるというような将来への余地を残したらどうかと。

(金児会長)

現行の中でもそうなっているわけですね、事務局どうでしょうか。

(給与担当課長)

今現在につきましては、条例の中で月額報酬の額でございますとか、日額報酬の場合はその額を規定しております。今回、仮に日額報酬に変更した場合でも、川口委員のご意見にもございましたように、委員会としての活動状況の中で、また日額を改めて月額報酬に見直すというのも議論としてはありうるかなと思っております。

(金児会長)

今の川口委員のご意見につきまして、余地を残すということですが、高田委員、如何ですか。

(高田委員)

それは法律にそう書いてありますから、やろうと思えばできます。問題ないです。そういう実日数の多い委員さん方は自動的に日額を掛けて行きますから上限を超える、上限を設けてもそれだけの金額は増えていきますから、何も多数回出ている方が対価が少ないというわけでは無かろうというふうに思いますけどね。それが本当に常勤のような形に、仮に将来そういう委員会ができるとしたらそれはそれで法律にのっとってやればよいと思いますね。

(金児会長)

他にございませんでしょうか。今、主として高田委員の方からございましたご意見の方向でよろしいでしょうか。

(委員賛同)

(金児会長)

ではこの際、原則論に戻って全ての行政委員会の報酬を日額とする。ただし、委員会によっては常勤の状態に近い委員会も将来予想されないことはないもので、その時には月額支給をとるということが採用できるというふうにするということでもよろしいでしょうか。

(委員賛同)

(金児会長)

ただ今の意見交換によりまして、当審議会の判断としまして、全ての委員会について、地方自治法の規定に則り、日額報酬に改める方向とすべき、とした「意見」を取り纏めさせて頂くことにしたい、と思います。

それと、もうひとつ、固定資産評価審査委員会についてですが、こちらは、先日の概要説明の際にも、ご説明があったように、報酬の支給は「日額での支給」と定められており、現在、日額報酬での支給額が制度上、委員長が27,400円、委員さんが21,400円で、ここから、5%を減額して支給しておられるとのことでもございますので、現在の5%を減額して支給している額のまま、据え置くものとするのか、さらには、大阪市の厳しい財政状況を勘案いたしますと、現行の報酬額からは、減じることを含め、検討すべきではないかと思いますが、この点如何でございましょうか。

固定資産評価審査委員会につきましては、他の委員会よりは若干低くなっておりますので、現在の報酬額を上回らない範囲でいいんじゃないかと思うわけですがよろしいでしょうか。

(委員賛同)

(金児会長)

ありがとうございました。それでは固定資産評価審査委員会につきましては、現在の報酬額を上回らない範囲で設定するということといたします。以上、それぞれの行政委員会の報酬の支給方法について、現段階での方向性を、委員の皆様方と、それぞれ確認させて頂きました。

先程までの意見交換の中で、概ね、それぞれの行政委員会の委員報酬について、その支給方法、方向性については、本日、一定、皆様にご確認いただいたところでもありますので、今後は、審議会として「意見」の取りまとめに向けた作業を行っていくということにしてはどうか、と思いますが、その点如何でしょうか。

(委員賛同)

(金児会長)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それともう1点確認しておきますが、当審議会としては、それぞれの委員会の支給方法もさることながら、支給水準についても、額ですね。「意見」を取り纏めるうえでは、一定の考え方を示すほうがいいのではないかと、いうふうに考えております。

本日、原則、日額報酬に改めるべきとさせて頂きましたが、事務局からの資料、また意見交換の中でも出ておりましたように、国の非常勤職員の限度額であります35,200円を、委員長又は委員の、一定の基準とすることが、対外的な説明ですとか、市民の方、あるいは、現在の行政委員の皆様方にも、ご理解が得られるのではないかと、思います。

その点を踏まえ、実際の支給額を個別にどのように定められるのか、といった点につきましては、審議会としては言及せずに、日額の報酬額をどうするか、最終的な判断については、大阪市の主体的に決められるべきものと考えております。

そういたしますと、大阪市から、本年1月15日に、私ども審議会に対しまして、「大阪市の行政委員会の委員報酬のあり方」について、意見を求められました、本件に関しましては、この間、3回にわたりまして意見交換を行ってまいったところでございますが、先程、皆様にご確認頂きました内容を基に、私の方で、一旦、お預かりさせて頂くことといたしまして、大阪市の提出いたします「意見書」の原案を作成させて頂き、私の方から、委員の皆様方にお示しして、「意見書」の案についての、ご意見なり、ご確認を頂くという形を取らせていただきたい、と思いますが、如何でしょうか。

(委員賛同)

(金児会長)

ご異議が無いようですので、そのようにさせていただきます。

本日の意見交換の内容を踏まえまして、「意見書」のとりまとめ作業をすることにもなりますが、委員の皆様方に、確認をして頂く意味も含めまして、事務局の方で、早急に本日の議事録の整理をして頂き、出来るだけ早く、我々に、示して頂きたいと思いますので、その点、よろしくお願いします。

また、いずれ大阪市さんに提出いたします、「意見書」の内容を踏まえ、どのような方向性とされるのか、我々に、ご報告頂ければと思いますので、その点も併せてお願いしておきます。

(総務局長)

総務局長の村上でございます。本年、1月15日の当審議会におきまして、「本市の行政委員会の委員報酬のあり方」についてのご意見を頂戴したい旨、先生方をお願いしてまいったところでございますが、本日を含め、3回にわたりまして、大変、熱心なご議論、意見交換を賜りました。誠にありがとうございました。事務局を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、本日の審議会におきまして、本市の行政委員会の報酬について、一定の方向性をお示しいただいたところであります。また、「金児会長へのご一任という形で、意見書を取り纏めて頂ける」とのことでもございました。こちらにつきましても、厚く御礼申し上げます。

本市としまして、本日の皆様のご意見の内容、また「意見書」の内容を踏まえた、具体的な方向性を検討いたしまして、皆様方には、改めてご報告させて頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(金児会長)

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いしておきます。

最後にいたしますが、本日の審議会の内容に関しまして、委員の皆様から、事務局に対して確認したい点ですとか、あるいは、事務局さんの方から、我々、審議会に対して、補足説明などがあるようでしたら、個別に確認なり、ご説明頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

本日の特別職報酬等審議会におきましても、皆様方の熱心なご議論により、貴重なご意見をたくさん頂きまして、また、全ての行政委員の委員報酬を日額とするという、他都市や、他の県から見れば更に進展した形をとることができました。それは委員の皆様方のお陰でございます。本当にありがとうございます。

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。本日は大変暑い中どうもありがとうございました。